

道路交通法が改正されます

高齢ドライバーの認知機能低下を原因とする交通事故を防止するため、3月12日(日)から講習制度が次のとおり変更されます。

【臨時認知機能検査の新設】

75歳以上のドライバーが、認知機能が低下したときに起こしやすい交通違反をした場合、臨時に認知機能検査が実施されます。

【臨時高齢者講習の新設】

検査の結果、認知機能の低下が認められる場合、臨時に高齢者講習が実施されます。

【臨時適性検査制度の見直し】

免許更新時や臨時の認知機能検査の結果、認知症のおそれ(記憶力・判断力が低くなっている)があると判定された場合、医師の診断が必要になります。
※認知症と診断された場合や、検査・講習を理由なく受けなかった場合、運転免許取消し等の対象になります。

問 町住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903、運転免許センター ☎018(824)0660

国民年金保険料学生納付特例を申請された皆さまへ

■審査結果のお知らせについて

住所のある市区町村で所得を確認し、日本年金機構で審査終了後、審査結果の通知書が送付されます。審査等には受付後2カ月から3カ月程かかりますので、あらかじめご了承ください。

■平成28年度申請された方で来年度も学生のため引き続き学生納付特例を希望される場合について
学生納付特例申請書に記入された「在学予定期間」に

基づき、毎年3月末ころにハガキの申請書が郵送されますので、記入後返送してください。(学生証のコピーは必要ありません)
※もし、4月中旬になってもハガキが届かなかった場合、学校が変わった場合、在学期間の延長等があった場合は、改めて通常の学生納付特例の申請をお願いします。(学生証のコピー等必要です)
その他詳細については下記までお問い合わせください。

問 日本年金機構大曲年金事務所 ☎0187(63)2296
町住民生活課 戸籍年金班 ☎0187(84)4903

農政課

美郷町地域農業再生協議会の臨時職員を募集します

職 種 ● 事務補助員 採用人数 ● 1名
事務内容 ● データ入力作業等 時 給 ● 760円
雇用場所 ● 美郷町役場 農政課
雇用期間 ● 4月1日(土)～平成30年3月31日(土)
就業時間 ● 午前8時30分～午後4時30分

資 格 等 ● パソコン操作(Word・Excel等)のできる方
加入保険等 ● 健康保険・厚生年金・雇用保険・交通費支給
申 込 期 限 ● 3月13日(月)
申 込 方 法 ● 応募はハローワークを通じて行ってください。

申 ハローワーク大曲 ☎0187(63)0335

問 美郷町地域農業再生協議会(町農政課 農業振興班内) ☎0187(84)4908

美郷町農業研修会・農業施策説明会を開催します

日 時 ● 3月10日(金)
午後1時30分～午後4時30分
会 場 ● 美郷町南ふれあい館2階ホール
参加費 ● 無料
対象者 ● 町内の農業者等

■内容

- ①講演「美郷の大地を活用した特産米の施肥実証」(仮)
秋田県立大学生物資源科学部 副学部長 金田 吉弘 氏
- ②平成29年度の農業施策について
東北農政局秋田支局、秋田県仙北地域振興局、美郷町地域農業再生協議会

問 町農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

学生として転出する場合は

「マル学保険証」の手続きが必要です

美郷町の国民健康保険に加入している方が大学・高校などに就学するため、美郷町以外の市区町村に転出する場合、特例により引き続き美郷町の国民健康保険を使うことができます。

※マル学保険証の手続きがないと美郷町の国民健康保険を引き続き使うことができないのでご注意ください。
(新しく「マル学保険証」が交付されます)

※学校教育法に規定する学校・専修学校・各種学校のほか、これらの学校などと同程度の教育を行う教育機関も含まれます。

■必要書類

初めてマル学保険証の交付を受ける時

- ・在学証明書
- ・国民健康保険被保険者証 ・認め印
- ・個人番号(マイナンバー)の分かる書類(通知カード等)

マル学保険証を更新する時※毎年手続きが必要です。

- ・新年度の在学証明書または学生証の写し等(学校名および学生であることが確認できるもの)

※編入等で学校が変わった場合は在学証明書の提出が必要です。

- ・国民健康保険被保険者証 ・認め印
- ・個人番号(マイナンバー)の分かる書類(通知カード等)

「マル学保険証」の
記載内容が変わった場合

「マル学保険証」に記載されている住所や氏名は、交付申請時または更新時に届け出のあった内容です。年度途中で転居したり、氏名が変わった場合は、下記までご連絡ください。

申・問 町福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907

臨時福祉給付金(経済対策分)を支給します

平成26年4月に実施した消費税率引き上げに伴う所得の少ない方への影響を緩和することを目的として給付金を支給します。

支給対象者

平成28年度臨時福祉給付金(3千円)の支給対象者の方(平成28年度分の住民税が課税されていない方。)

※ただし、課税されている方に扶養されている方や、生活保護の受給者である場合は対象になりません。

給付金を受け取るためには申請が必要です。申請先は、平成28年1月1日時点でお住まいの市町村になります。支給対象と見込まれる方には3月中旬ごろに申請書を郵送します。該当と思われる方で、3月末まで通知の届かない方は下記までご連絡ください。

支給額●1人につき15,000円

受付期間●申請書の届いた日から6月30日(金)まで

申・問 町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

農地等を宅地等に転用する場合は手続きが必要です

農業振興地域内の農地等(農用地区域)を宅地等に転用する場合は、農用地区域から除外する手続きが必要です。

除外手続きには通常約4カ月半から半年間を要することから、長期的な計画のもとで手続きを進めていく必要があります。やむを得ず、農用地区域の農地等を利用して住宅を建築するなどの事業を行なわなければならない場合は、お早めに下記までご相談ください。

※除外目的や農地の条件などによっては、除外できない場合もあります。

農業振興地域とは

農業の健全な発展と国土資源の合理的な活用の観点から、おおむね10年間にわたって総合的に農業の振興を図るべき農用地と位置付けられた地域のことです。町では農業施策などを計画的に進めていくため「美郷農業振興地域整備計画」を定めています。この計画では、六郷地区の都市計画用途区域および一部区域を除いた美郷町全域が農業振興地域となっています。

次回の農業振興地域整備計画の変更(除外・用途変更)申し出の受付期間は

4月3日(月)から4月28日(金)までです。※申し出の際は、事前に下記までご相談ください。

申・問 町農政課 農林整備班 ☎0187(84)4908